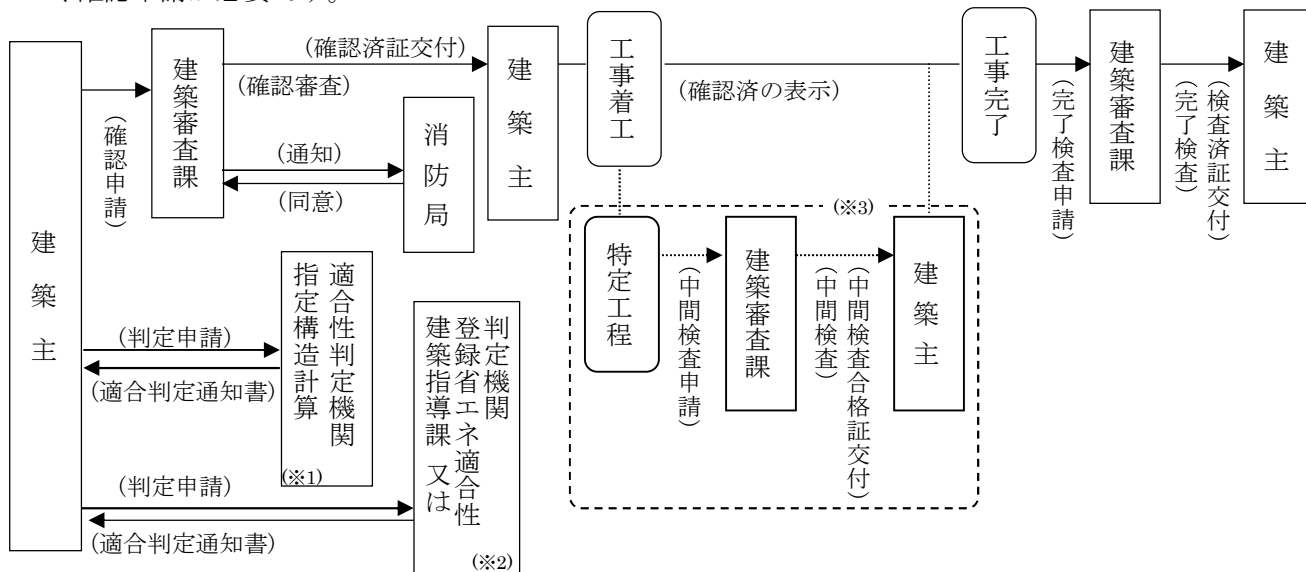


[24] 建築の手続き

建築物の建築（新築・増築・改築・移転）や用途変更等を行う場合には、原則として建築基準法に基づく確認申請が必要です。



用途変更

次のような用途変更をしようとする部分の床面積が 200 m²を超える場合は、確認申請が必要です。

- (1) 既存の建築物の全部又は一部を特殊建築物（法別表第一（い）欄各号のいずれかの用途をいいます。）に用途を変更しようとする場合

〔例 1〕 住宅から飲食店に用途を変更

〔例２〕事務所から児童福祉施設に用途を変更 など

- (2) 既に特殊建築物である建築物の全部又は一部を他の特殊建築物に用途を変更しようとする場合

〔例 1〕 飲食店から物品販売店舗に用途を変更

〔例2〕 病院から老人福祉施設に用途を変更 など

確認申請に必要な図書

① 確認申請書	正・副 各 1 通	(付近見取図、配置図及び各階平面図等 ※4)
② 建築計画概要書	1 通	
③ 建築工事届	1 通	
④ 防火対象物工事計画届	1 通	(専用住宅、長屋、一定の兼用住宅の場合は不要)

なお、確認申請・中間検査・完了検査について、指定確認検査機関に申請することもできます。
対象建築物及び必要書類については各指定確認検査機関にお問い合わせください。

指定確認検査機関の指定状況については、こちらをご覧ください。

愛知県 指定確認検査機関  「愛知県内を業務区域とする指定確認検査機関一覧表-愛知県」
 (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/shitei.html>)

※1 一定の規模以上等の建築物については指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務付けられます。また、適合判定通知書又はその写しを建築審査課に提出後、確認済証交付となります。

※2 原則全ての建築物の新築等については省エネ適合性判定が義務付けられます。また、適合判定通知書又はその写しを建築審査課に提出後、確認済証交付となります。

※3 名古屋市内では、階数が3以上の共同住宅、地階を除く階数が2以上かつ床面積の合計が50㎡を超える新築住宅(兼用住宅、共同住宅を含む)、及び不特定多数が利用する特殊建築物で階数が3以上かつその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超える新築の建築物が特定工程に達したとき、中間検査を受ける必要があります。

※4 添付が必要な設計図書等は適用される規定ごとに定められています。